
◎議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋清武君） 日程第1、議案第62号 松崎町長の給料等の特例に関する条例の制定についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（長嶋精一君） 議案第62号 松崎町長の給料等の特例に関する条例の制定についてでございます。松崎町長の給料等の特例に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

詳細は担当課長から申し上げます。

（総務課長 高木和彦君 提案理由説明）

○議長（土屋清武君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○2番（伴 高志君） 質問を3つほどいたします。

まず、半分にする理由は何か。

2つ目に、その半分にする根拠ですけれども、これを町長の公約の中で福祉に使うというふうにおっしゃっているわけですが、この特例を定めて、この財源として最初から支出しないということは、これは福祉に使うというふうには言えないのではないのでしょうか。

3つ目、報酬審議会を経たのでしょうか。町長の諮問機関であります行政調査委員会の中でどのような意見が出されたかなど、そういったことも伺えたらお願いします。以上、3つ、お願いします。

○総務課長（高木和彦君） 3つ質問がございまして、半分にする理由ですとか、根拠ということですが、これは、町長が自らということですから、根拠とか理由というのは、町長の考えているところでございます。

それで、3点目に報酬についていろいろ審議したかというようなことでしたけれども、松崎町の中で行政調査委員会というのがございます。その中でご報告をさせていただきました。

ただ、いろいろ調べてみますと、この給料の減額等については、行政調査委員会にかけなくてもよいという凡例が出ているものでございます。

あと、どういう意見があったかということですか・・・。特に反対ですとか、こうした方がいいよというようなことはありませんでした。

いまお話ししている中でちょっと思い出したんですけれども、その福祉の方に充てるということ

で、ちょっとお金に色を付けるわけではないものですから、町長の分を予算なんかでどこのところということはありませんけれども、こちらの資料の方にですね。約500万円の減額になりますので、その辺については町長と相談しながら調整をしてみたいと思います。

○2番（伴 高志君） 福祉に使うということについてですけども、これは特例で・・・、繰り返しになっちゃいますけれど、給与を半分にすると決めるわけですから、最初から支出しないということになりますね。それで、支出しないということは、全体の会計の中で、その部分を福祉に使うという根拠にはならないのではないのでしょうか。

○総務課長（高木和彦君） 確かにわかりにくいというか・・・、ただ、実際に、一回こちらにありますように61万2000円を町長に支払って、30万6000円を返金してこちらに充てるというのは、ちょっと公職選挙法に触れることもありますので、ちょっと実際どこに充てたかというのは非常にわかりにくいかもしれませんが、これについては、そういう制度上ご了承ください。

○2番（伴 高志君） そうしますと、最初から支出しないということは、その会計上は予算を減らすという理解でよろしいですか。

○総務課長（高木和彦君） この条例が通りましたら、3月の時に30年度の予算を公表するわけですけども、その時は町長の給料については、30万6000円という形で計上することになります。

○町長（長嶋精一君） 伴議員が言っていることはよくわからないんですけども、私がこういうふうにしたと思ったのは、銀行にいる時、いずれ退職する時が来ると、そうしたら、松崎町に帰って、どんな形でもいいから役に立ちたいという強い意志があったわけです。

それは、いろんなことをする人がいますけれども、町長になる前の公約として、もしなっただしたならば、そういうことをやりたいなと前々から思っていたわけなんですよ。

だから、そういう細かいことじゃなくてね。私のこの思いというか・・・、そうすれば、お金が使われないんじゃないかということは、どういうことを言っているのかわからない。お金は使われるわけです。

福祉をいうのは、お年寄りばかりじゃないんですよ。たくさんの幅広い福祉というのがあるわけです。だから、伴議員がやっておられることも福祉に繋がってくるじゃないですか。

そういうことに対して、松崎町、わが松崎町は財源が少ないんです。少なくともそれにプラスアルファをしてやりたいということがぼくの考えです。

だから、子育て支援に・・・、いいですか。子育て支援、赤ちゃん誕生祝い金がいままで5万円だと、それに対してプラスアルファすることも福祉の一つですよ。だから、幅広く考えてもらいたい。

私は、地方自治法第1条の2に役場の使命というのは・・・、役割は、住民福祉の増進にあると書いてございますね。これを実践したいんですよ。だから、福祉をやるのは健康福祉課ばかりじゃないです。全係が福祉をやるんです。そういうつもりです。

○議長（土屋清武君） ほかにございませんか。

○3番（渡辺文彦君） 町長の思いだということで伺っているわけですが、仮にですね。これを町長は選挙に出る前からこの話をされていたわけです。ということは、仮に、無報酬でもぼくはいいという候補者があった時に、かたや30万円、かたや60万円・・・、3人候補があった時に、誰を選択するかということですよ。おそらく。そうなると、選挙的に有利なのは・・・、一番報酬額を下げた人間が有利に働くような気がするんですけども、これって選挙の公平性を保っているのかどうかと非常に疑問があるわけですが、その辺は、課長、どのように考えますか。

○町長（長嶋精一君） どのように考えてもらっても結構です。私はそういう気持ちでありました。それで、選挙に勝つためにこのようなことを言ったわけではないということは先ほど申しました。私は前から考えていたことであります。

だから、私の相手が、じゃあ、ゼロにするとしたら、その人はそれでいいでしょう。私は半分です。それに追随するつもりは毛頭ございません。

そして、全国でもそういうことを言って当選した知事もいるんじゃないですか。よく世間を見ていただきたいと思います。議員もいると思いますよ。以上です。

○3番（渡辺文彦君） もう一つ伺います。たまたまこの問題でほかの方と、町民の方と議論することがありまして、「町長がそう言っているんだから、お前ら議員も半分にしろ」という議論、意見が出るわけですね。その延長線で職員も高いよな。給料をもっと減らした方がいいよな」という話が出てくるわけです。

それに対して町長はどんなふう to 受け止めますか。

○町長（長嶋精一君） そういうふう to 言う人は、そういうふう to 言って結構です。私は、これで議員の皆さんに追随してくださいとか、職員の給与を下げろとか一切考えておりません。

これは、できることから、身近なことからやると、私は言いました。自分のことだからできるんです。回答は以上です。

○3番（渡辺文彦君） 町長はそのような姿勢を出せば、これから副町長も教育長も出てくるわけですが、その方たちにもそういう気持ちがある程度・・・、町長にしてみれば、別に関係ない、あなたたちはあなたたちの正規の給与をいただければ結構ですよと主張されると思うんですけど、当然・・・。でも、教育長にしろ、副町長にしろ、やっぱり町長がもらっていないのに、

自分だけがという気持ちが働くような気がするんですけども、その辺は、町長はどう考えますか。

○町長（長嶋精一君） どう思われても結構です。そういうふうに使われても、私は私のことをやるだけです。

基本的には、教育長と副町長は全く関係ない話です。規定どおりの報酬をいただいてやってもらいたいと思います。

私は、選挙のために言ったんじゃないくて、前々から思っているということを伴議員に申し上げました。それを実行するだけです。思いつきでやったわけじゃありません。

○2番（伴 高志君） それでは、長嶋町長が、この新町長に選ばれて、その時に・・・、この給与を半分にするということが政策の目玉ではないと思うんですよ。それ以外のものでやっぱり民意を得て、それでやっぱり選ばれたということが一番あると思うんですけど、この給料を半分にするというところで民意を得たという感触というか、そういうのはどの程度お感じになっていきますか。

○町長（長嶋精一君） 全くそれはありません。全く聞いておりません。

ただ、順天堂病院だとか、そういうことをやってくださいと、町民のニーズはありました。それで、私は相当住民の皆さん方と・・・、足を運んでね。そういうことは認められたと思います。

給料を半分にするなんてことは全く私の選挙には関係ないと思います。

○5番（藤井 要君） 私は、町長の・・・、先ほどありましたけれども、これで選挙を勝ったとは思っていません。皆さんの民意を聞いていても若干ちょっと違う受け取り方をしていますけれども、先ほど、当局の方も・・・、これには、お金には色はないわけですので・・・。

そして、例えば、毎年福祉とか、そういうのに100万円、100万円と何年も続いていて、町長が今度は約500万円ですか、これがプラスになれば目に見えてわかるわけですけども、お金に色はついていないし、ですから、事業・・・、町長が今度こういう・・・、謳っていますよね。順天堂病院のこと、マイクロの関係。ですから、それは例えば、新しい事業として始める中で、これはその分が例えば500万円ならわかりやすいのは500万円がこれに入りましたということになれば一番わかりやすいですけども、そうもいかないわけですので、そういう中で、ほかの例えば福祉にしても、子育て支援にもお金が回る、この中から分散されていく可能性もありますから、ある程度・・・、引き続いて町長が、次に辞めてもこれを継続して、町長がやったマイクロでどこかに行く、順天堂・・・、マイクロになるかわかりませんが、そういうのを残しながら、やっぱり事業を・・・、予算を組んで編成するわけじゃないですか、そういう面で継続するような予算、ど

こから・・・、今回もだんだんとあれですよ。予算的には減ってきますよね。

そういう中で、ちゃんとした・・・、町長が辞めてもこれは継続して行える事業だという事業仕訳じゃありませんけれども、そういうのをしっかりとやってもらいたいと思います。

その点、町長、一言だけでも・・・。

○町長（長嶋精一君） 藤井議員がおっしゃったようなことはそのとおりだと思います。

町長が替わってやめたということが絶対ないように継続性をもって私はやるつもりです。それは間違いなくやるつもりです。

それで、ぼくはこの議題にこれだけ質問が出るとは・・・、心から出るということは残念に思います。もっと率直に、屁理屈じゃなくて、もっと真正面から誰が言われようとも、議員の皆さん方は自分の考えを率直に言ってもらいたいんですよ。私は非常に残念でした。以上です。

○3番（渡辺文彦君） なんか、質疑が出ることにに対して残念・・・、大変失望しているみたいですが、やっぱり議会でこうやって関る以上は質疑をしないとやっぱり議会の責任がありますから、それを言われても仕方がないと思うんですけどもね。

ぼくのいま聞きたいことは、町長の・・・、町の財政も大変だからということをもまず・・・、寄附というか、還元の根拠にしているわけですけども、ある意味では、町長が退職時に、1期だとしたら4年間半分ずつ積み立てた金額を退職後に寄附してくれる行為でも成り立つのかなとぼくは思うわけですけども・・・。

もう一つ、ついでにお聞きしたいんですけども、とりあえず町長が給与削減・・・、今度の予算が、来年度の予算が仮に40億円としましたら、歳出の部分で町長の報酬年間、1年分はここにある500何万ですか、それだけがあるわけですね。基本的には。

歳入歳出はバランスが取れていますから、結局40億円の予算に対して500万円だけの歳出部分が町長の給料として減るわけですよ。基本的には。おそらく。

1年間トータルして、執行率をみると、予算に対して93パーセント位ですね。ということは、だいたい去年あたりをみても1億円から・・・、7000万円から1億円位の実質収支で出ていると思うんですけども、町長が1年間に給料を減らして出てくる金額は500万円です。この数字でいくと・・・。7000万円の実質収支があるにもかかわらず500万円ということなだけけれども、それはどういうことを意味するのかと思うわけですね。結局、町が本当に大変で赤字こいているというなら、町長のカットした分の給与の500万円がいきってくると思うんですけども、実質上・・・、実質収支としてお金が出ているわけですよ。その中で、町長が給与をカットした分の500万円という数字がどこに意味するのかということがよくわからない。自分には。だったらば、最初に申

し上げたように退職時にまとまったお金、例えば500万円の4倍ですから2000万円を町の財政の中に寄附した方がはるかに町民にとってはメリットが大きいような気がするんですけども、その辺はいかがですか。

○総務課長（高木和彦君） 福祉のための使い方、手段はいろいろあると思います。ただ、4年後に2000万円やるという方法ですと、30年度には町長の言っている趣旨が反映されないわけですから、給料を半額にするというのが平成30年1月から福祉に使うということでは考え方がすぐに反映されるんじゃないかなと思います。

また、4年間積み立てをしておいて後で寄附をするということについてもそれを前もってやっていると・・・、よく調べてなくて申し訳ないんですけども、公職選挙法のうえでも4年後に必ず寄附しますということとはちょっと適正じゃないのかなと感じています。

○8番（稲葉昭宏君） いまいろいろ議論が出ていますけれども、これは質問というよりも、あんまりちょっとひどい質疑が多いものですから、一言私は、議員としてぼくはちょうど22年目になるんです。歴代のいろいろな町長の中で、やはり身を切って自分の主張をする。公約をする。これは、我われ議員が公約することとは別なんですけれども、町長は、要するに執行権を持っていますし、予算の編成権も持っているわけですね。

そうすると、結局、自分の公約を自分の任期の中で、その余ったお金を公約のために使うといったことは町長の権限なわけですから、いろいろな議論が出ていますけれども、もう少し我われ議会の方もそこらの考え方をしっかり持って議論をしないとというふうに思います。

これについて・・・、これは質疑ですから、一応質問として、町長、どういうふうにお考えでしょうか。ちょっと質問の内容はわからないかもしれない。

質疑を・・・、先ほど残念だという町長の考えがありましたけれども、まさにそういった気持ちはよくわかりますけれども、もし答弁がなければ、それで結構ですけども、総務課長、何かあれば・・・。

○総務課長（高木和彦君） この件については、私ども事務方がとやかくいう話ではなくて、町長の自分の給料を半分減らしても福祉の方に予算充当したいということですので、その辺の趣旨をご理解いただければというのが私ども事務方の願いであります。

○5番（藤井 要君） 質疑をあまりやってもしょうがないと思うんですけども・・・。ですから、今回の目玉として、町長は新しい事業がだいたいこれに入ってくる、それは、順天堂なんかがこれに、新しい事業として入ってくるんだと思いますよ。

これが、やることによってですから、そういうことを考えながら、ほかの予算の編成で予算が

付いたところ、付かないところがあるかと思いますが、新しい事業はちゃんと町長は自ら自分はやりたいんだということを私たちも受け止めますので、これはやってもらいたいと思いますし、先ほど言ったように、じゃあ、町長がいなくなったからこの事業は終わりじゃないよというようなことをうまく予算の中でやりながら、やってもらいたいなということで、もうそろそろ質疑も終了したらどうかと私は考えますけれども・・・。

- 6番（福本栄一郎君） 総務課長にお伺いしますが、町長の選挙公約、それから昨日の所信表明演説の中で、先ほど町長の方と答弁・・・、2番議員さんですか、3番議員さん答弁されて、政策として医療・福祉の更なる充実、これは大いに私としても賛同したいと思います。そのための財源の捻出、ごくわずかな松崎町の乏しい予算の中でやるという町長の決意、信念、理念は私も賛同いたしますけれども、その中で、お伺いしますが、ここの補足資料で給料が通常でいきますと1000万円を500万円、半分を減額するという条例で、これは意味がわかるんですけども、それに関連しまして、退職金というのがわかりましたらば、いくらですか。

そして、その退職金の取扱いの方法は・・・、私として考えるならば、いわゆる基本給が下がれば、退職の率も下がるんじゃないかなと、連動するんじゃないかと思われるんですよ。

そういった場合に、いわゆる附則の方の取扱いですよ。附則の取扱いで、これは町長の任期の末日限りその効力を失う、それはわかるんですけども、じゃあ、退職手当の関係、退職金についてのことについての附則の取扱い、その辺の考え方。

それから、わかりましたら、その退職金というのはどのくらいあるんでしょうか。お願いいたします。

- 総務課長（高木和彦君） まず、退職金については、前の前例というか、調べましたら、4年お勤めいただきますと、1200万円ほどになります。

退職金の計算というのは、給料月額だけでそのまま反映されるわけじゃなくて、これは総合事務組合というのがありまして、そちらの方で算定をしております。

ですから、単純に特別な扱いとして61万2000円の給料を半額にしたからそれがそのまま退職金に反映するものではございません。

- 6番（福本栄一郎君） それは、役場の職員も一部事務組合も静岡県市町総合事務組合退職手当条例に基づいて支給するということですけども、その扱いの方法なんですよ。私が言うのは・・・。

ですから、給料は半額・・・、よくわかるんです。それは町長の理念、信念があつてのことですから、よく理解しますが、じゃあ、退職手当の方はどうなりますかということなんですよ。

参考までに、私が森町のを見ましたら、その規定にかかわらず、その引用をしているんですよ。退職手当も。

だから、総務課長が言うのは、元の基本給の61万2000円に対する退職金の算定ですけども、その附則の取扱いですよ。要するに、手続きの問題です。私が言いたいのは・・・。

静岡県市町総合事務組合退職手当条例に準ずる。そちらはさて置いて、給料と期末手当だけは減額する。そうじゃなくて、退職手当の連動の関係は、条例の附則の扱い方の問題です。聞いているのは・・・。その辺はどうなっているんですかということです。

○総務課長（高木和彦君） それは、町長が退職金まで半分にしたいとかであれば、条例もそれなりに改正するわけですけども、今回は月額と手当だけということですので、そちらの形で処理させていただきます。

○3番（渡辺文彦君） 改めてお伺いしますが、予算執行時、決算時において仮に40億円が40億円ぴったりということはないというふうにはおっしゃいましたおそらく来年町長が1年間予算を編成して決算をうった時に、1年後に決算をうった時に、そこでおそらくやっぱり実質収支で赤字になっているということはないと思うわけです。その時に、町長は予算執行権を持って、予算編成権を持って自分の福祉に使いたいお金をいろんなところにおそらく散りばめることでしょうか。自分の思いをおそらくそこで叶える方向を出すと思いますけれども、それでもなおかつ予算はおそらく余ってくるんですよ。この時に・・・。実質収支として。

確かに、町としてみれば、その500万円分は今後の繰越金なり財政調整基金に充てられるかもしれないけれども、基本的には、町長がそこまで・・・、思いはわかるんですよ。ぼくは。思いは・・・。でも、制度として、そういう・・・、町長の思いが伝わっていかないんじゃないかとぼくは思うんですよ。今の予算の編成のあり方から考えて・・・。具体的にぼくはカットしてここに使いますよといえはすごくわかりやすいけれど、それができない以上は総体の予算の中でしかみえないわけじゃないですか、町長の500万円をカットした分は。

だから、町長は、そこに福祉をやりましたといくら言ってもそれが直接反映させる・・・、反映されていると町民は理解・・・、例えば、バスが行ったとか、買物バスが来たということになれば、そうだなと実感できるのかもしれないですけどもね。ただ、それは500万円のカットがなくてもある意味では実質収支の中で・・・、出ている以上はある程度可能な範囲じゃないのかなとぼくは思うわけです。

町長が・・・、その気持ちは、ぼくは否定していないんですよ。ただ、一番最初にぼくが申し上げたように、こういうことをおっしゃると議員も職員ももっと減らしてもいいんじゃないかとい

う議論が出るのがいやなんですよ。ぼくは、今後そういうことが出てくるんですよ。こういうことをやると・・・そのことに対して危惧をすごく感じるわけですね。

町長自身が半額にするんだからということに関して、ある人から、ぼくと話をした方が町長の給料だって、どう使おうと勝手だろうという言い方をするわけです。確かにぼくもそう思います。

町長自身のお金を町長がどのように使おうが、それは勝手なんだけど、それが今後の・・・議員なり職員なんかに与えていく影響というのがゼロではないと思うわけですね。それをすごく心配するわけです。ぼくは。

その辺をうまく調整できる方法があれば、ぼくは、それは町長の意向としてすごく支持したいんですけども、それが非常に難しい。ぼくとしては。

その辺をどのように・・・町長自身はお感じになるのか、それをちょっと簡単にお答え願いたいと思います。

○町長（長嶋精一君） 先ほど稲葉議員からお話がありましたとおり、質疑ですからね。残念だったという言葉は、私もちょっと過ぎたかなと思いますけれども。職員がどういうふうに思うかどうかはともかくとして、実際問題そういうことをしないわけですから、しないわけですから、それが議員の皆さんのことについては、議員の皆さん方が考えることですから、私は何らそこに踏み込んで話をするつもりも全くありませんし、むしろ、ぼくの考え方は、あの人がこしたからこうしなければならないとか、あの人がこうした・・・西伊豆町がこうしたからこうしなければならないという考え方そのものに私は疑問を持っているんですよ。

やっぱり自分の独自の考え方というのはあるわけですし、これはいろんな考え方があるとは思いますがけれども、藤井議員が話された継続性という問題については、必ず次の人にバトンタッチしても次の人ができるような形でやっていきますので、一つご了解をいただきたいなと思います。

○3番（渡辺文彦君） 今のちょっと・・・町長、ぼくの質問に対して、町長自身が・・・ぼくがどうこうということじゃないんですよ。町民の方々が我われを見る目が変わってきちゃうんですよ。それを言いたいんですよ。ぼくは。

町長自身が職員の給料を減らすとか、ぼくらの報酬をどうのこうのということではなくて、町民の見る目が変わってくるんですよ。議員の報酬は・・・今でもぼくらは言われるんですよ。実際。「お前ら何もしていないのに、なんでそんなに給料をもらっているんだ」と「国民年金は5万円か7万円だと・・・、せいぜいいたって、議員報酬はそれよりはるかにいいじゃないか」と「1か月に何日働いているんだ」とそういう言い方をされるわけですよ。正直。

ぼくは今の給料・・・ぼく自身は別に今の給料じゃなくてもいいけれども、いま、このままい

ったら、松崎の議会に出てくる議員がいますか、この状況で・・・、これ以上給料を下げたって・・・。
もし出てこれるとしたら、本当に経済的に余裕のある方だけじゃないですか。

それで、町の公平性とかいろんな意見を吸い上げた議会ができるんでしょうか。そういうことを考えていくと、ある程度そういうことも配慮した政策を打っていただかないと困る・・・。やっぱりトップですからね。町の。町長は。

その辺をやっぱり考えていただきたいんですよ。ぼくは。

町長の思いはわかります。十分に。こうしたいという思いは・・・。町長のその思いが、思わぬ波及効果を及ぼすということも考えていただきたいんですよ。ぼくは。

○町長（長嶋精一君） 町会議員の皆さんが・・・、町民が町会議員の皆さんに対してどういうふう
に思うかということは、町会議員の皆さんが一生懸命働いて、その報酬に見合った働きをすれば、
それは認められるんじゃないでしょうか。多いだ、少ないだという人の方がぼくは少ないと思
いますよ。

ですから、そういうことの波及効果ではなくて、ぜひ皆さん方が一生懸命やっていただきたい
と・・・、今も一生懸命やっていることはわかりますから、やっていただきたいということと、そ
れと、困っている人はたくさんいるということなんです。我われが考えているよりも困っている
人がたくさんいるということです。そこをやっぱり町と議員さんも一緒になって、何とかしよう
じゃないかということの発想の方がよほどぼくは大事ではないのかなと思います。以上です。

○議長（土屋清武君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土屋清武君） 質疑がないようですので、この辺で質疑を終結したいと思います、いか
がですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土屋清武君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

○2番（伴 高志君） 町長の思いに反して、本当に個人の思いとしては非常に申し訳ない限りで
すけれども、これはやはり政策としては適切じゃないということを理由に・・・、次の理由から反
対いたします。

まず、一つは、最初に述べましたとおり、最初からこの財源を支出しないということは、福祉

に使うという根拠にはならないのではないかと・・・これは、やはり町長の思いとしては、福祉はいたるところにあるということですが、非常にぼやけてしまって、渡辺議員の方からも詳細なお話もありましたけれども、この使わない額の・・・この金額がそのまま福祉に使われるという根拠にはならないという理由が一つです。

それから、もう一つは、町政のリーダーとしてやはり町政を引っ張っていく政策としては、あまりふさわしくないのではないかとという理由がもう一つです。

それから、もう一つの理由は、やはり前例を作ってしまうということで、長嶋町長がどのように思うかではなくて、やはりこのことが後の町政に対しても、このくらいでもできるんじゃないかというふうに・・・、だんだんそういう傾向がつかられてしまうのではないかと懸念から、以上、3つの理由から反対をいたします。

○議長（土屋清武君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

○8番（稲葉昭宏君） 私は本案に賛成します。

いろいろ意見が出てきてあれですけども、やっぱり我われも住民から選ばれて議員になって、町長もやはり住民から選ばれ、二元代表制ですから、そういうことでもって、町長の公約というのは我われの・・・、前の質問で、議員から出ることとは大変内容が違うわけですよ。なぜかという、やっぱり町長はとにかく予算編成権も持っているし、執行権も持っているし、そして、また、こうして議会に案件を提案する権限も持っている。そうしますと、昨日いろいろ一般質問の中で町長は言っておられましたように、できることから私はやっていくんだとあって、じゃあ、何が一番先にできるのは何かということになれば、先ほどから町長の思いを聞いて私もこういう大変な町の危機状態にあるという・・・、やっぱりそれだけの身を切る覚悟で公約を果たそうという町長の姿勢に尊敬をしてるところでございます。そういうことから考えて、原資は全てこれは血税のわけですから、これを、何を公約を果たそう、何をしようといっても、それはもうお金がなければできない話ではないわけでありまして。

そういうことを考えると、やっぱり身を切ってもその自分の公約を実行しようとする町長の姿勢には大変私は評価している。

また、住民も今回の選挙の場合は、3人の候補者が出て、いろいろ公約を述べていましたけれども、それほどの違いはない。しかし、一つ違うことは、やはり町長は自分の報酬を下げるということを常々公約の一番頭に挙げているわけですね。そうしますと、やはり住民の方は、お金だけじゃない。お金でうんぬんということじゃないということはやっぱり住民に浸透してきていると思うわけですね。やはり町長は真剣だぞと、とにかく今までとやはりちょっと違う、町をこれ

から変えていってくれるんじゃないかという、強いそういう希望もあると思います。そういうことを考えまして、私は本案に賛成をいたします。

○議長（土屋清武君） 討論を繰り返します。

本案に対する反対討論の発言を許します。

○3番（渡辺文彦君） この件に関して、私は反対を表明します。

この件に関して、町民の方々と私は議論をいたしまして、反対をする意向だということを伝えましたら、多くの方から反対されました。

町民が指示して受かった町長なんだと、それをお前はなんで否定するんだということですからごくお叱りを受けたわけです。あえてそれでも私が反対しなければならない理由は、伴君もおっしゃっていたんですけれども、前例になることが怖いわけです。非常に……。今後……。

町長の思いはわかります。十分にそれでやっていきたいという気持ちは十分理解はできるんですけれども、町長がここで一つの前例をつくるのがすごく心配であります。

私だけの問題だから、あとは関係ないよとおっしゃるのかもしれないけれども、そういうふうにはならない。おそらく。それが一番危惧するところなんです。ぼくは。

だから、本当に昨日いろいろ激論になったわけですから、お前がそんなことを言ったら、お前は町民から失笑をかって、お前はもう議員の席に座れないみたいなことを言われたわけです。

でも、あえてそこを言わなきゃいけない。みんなが指示しているからといって、それを……。やっぱり自分もそうだなということ思うこと自身はぼくはそういう考え方は好まない。歴史上全てみんなが指示したから、それが正しかったということは……。歴史の中でみんなが指示したからそれが正しかったということがなかったもので、大きな過ちも起こされてきたわけだから、そういう反省の中で、ぼくはやっぱり多くの人が反対しても自分の信念として自分が今まで学んできた政治学なり、民主主義のあり方を考えた時に、やっぱりここは反対せざるを得ない。どうしても。

今後の民主主義のあり方を問う時に、いま自分たちのやれることは、自分らの与えられた真っ当な給料の中で真っ当な仕事をする事なんです。よ。

町長がおっしゃったように、議員は議員の与えられた給料の中で一生懸命やることなんです。よ。

町長は町長の与えられた給料の中で一生懸命やればいいんですよ。西伊豆町だって、南伊豆町だって、この同じ財政規模の町がほとんど同じ給料帯であります。あえてそこで下げて、私はやるという理由はないと思います。

実質収支は必ず黒字になっています。そのように町のいま予算が組まれています。今後予算が

大変になるのはわかりますけれども、でも、ここで町長がそういう前例をつくることに対してはやっぱりぼくは賛成できません。

よって、この案件に関しては、反対いたします。

○議長（土屋清武君） 次に賛成討論の発言を許します。

○6番（福本栄一郎君） 私は、議案第62号 松崎町長の給料等の特例に関する条例について私は賛成いたします。

町長はよく言っております。もちろん選挙公約は別としても、昨日の所信表明演説、その中でもとりわけ医療・福祉を充実すると、更なる医療・福祉の充実・・・、松崎町をみますと、静岡県の市町、12町がある中で一番、最低です。しかも現状をみますと、少子高齢化・・・、非常に大波がきている。だったらば、自主財源をどうしてやるか、これもなかなか難しい。そこで町長自ら理念と信念に基づいて身を切って、この給料とボーナスを入れると約500万円を捻出してくれた。これによって、順天堂行きのバスであるとか、買物弱者のマイクロバスの運行、これを更に進めまして・・・、私は町長の信念、理念に賛同いたしまして、本案に賛成するところでございます。以上でございます。

○議長（土屋清武君） 以上で討論を終結したいと思います。よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土屋清武君） 異議なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第62号 松崎町長の給料等の特例に関する条例の制定についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（土屋清武君） 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

（午前 9時45分）
